

障害児通所給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 1 0 0 7 万円
(前年度 1 件 8 4 4 万円)

1 障害児通所給付費の概要

障害児通所支援は、障害児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等を行うものであり、市町村(特別区を含む。)は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」)が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、児童発達支援及び放課後等デイサービスに要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、事業所に配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害児通所支援の提供をするために、所定の研修を修了した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」)を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算(以下「管理責任者欠如減算」)として、基本報酬の単位数に、管理責任者欠如減算が適用される月から5月末満の月については70/100、5月以上の月については50/100(平成29年度以前は70/100)をそれぞれ乗じて得た単位数を基に算定することなどとなっている。

また、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、事業所に置くべき従業者の員数に加え、従業者を一人以上配置している場合に、児童指導員等加配加算(29年度以前は指導員加配加算)として、加配する従業者の種別、事業所の定員等に応じた単位数を基本報酬の単位数に加算することとなっている。そして、事業所には管理責任者を配置しなければならないこととなっていることから、管理責任者を配置していない場合には、児童指導員等加配加算を算定することはできないこととなっている。

市町村から通所給付決定を受けた障害児の保護者が事業者から障害児通所支援の提供を受けたときは、市町村はこれに係る障害児通所給付費を事業者に支払い、国は市町村が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。

2 検査の結果

3道県に所在する4事業者は、事業所に管理責任者を配置していなかったなどしていたのに、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定したり、児童指導員等加配加算の要件を満たしていなかったのに、児童指導員等加配加算の単位数を算定したりなどしていた。

このため、27年度から30年度までの間に、上記の4事業者に対して11市町村が行った障害児通所給付費の支払が計635件、計2014万円過大となっていて、これに対する国の負担額1007万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

道県名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払われた障害児通所給 付費の件数	過大に支払われた障害児通所給 付費	不当と認める国 の負担額	摘 要
北 海 道	2市村(1)	平成 30	231 件	1188万 円	594万 円	児童発達支援、放 課後等デイサー ビス
福 岡 県	5市町(1)	30	57	122万	61万	放課後等デイサー ビス
沖 縄 県	4市村(2)	27～30	347	703万	351万	児童発達支援、放 課後等デイサー ビス
計	11市町村(4)		635	2014万	1007万	